



福祉 保健福祉課からのお知らせ

問 保健福祉課 児童係
☎476-1111(145・146)

3. 手続き

手当を受けるには、役場保健福祉課で、次の書類を添え、請求の手続きをしてください。

- (1) 請求者と対象児童の戸籍謄本1通
- (2) 請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票1通
- (3) その他必要書類（支給要件の事由により添付書類は異なります。）

4. 手当での金額 (1か月当たり) ※平成26年4月1日改定

- 1人 41,020円（一部支給額41,010円～9,680円）
- 2人 46,020円（1人目の額に5,000円加算）
- 3人以上は、1人につき3,000円加算する。



5. 所得による支給の制限

前年の所得により手当での全部または一部が支給されないことがあります。

◆特別児童扶養手当について

特別児童扶養手当は、精神または身体に障害のある20歳未満の児童に対して支給される手当です。

1. 目的

精神または身体に障害のある20歳未満の児童（『障害児』）についてこの手当を支給し、児童の福祉の増進を図ることを目的とします。 ※『障害児』＝法に規定する障害等級に該当する程度の状態にある者。

2. 受給資格

手当を受けることができる人は、『障害児』を監護する父もしくは母（父および母が監護するときは所得の多い人）または父母にかわって児童を養育している人です。いずれの場合も、国籍は問いません。

次のような場合は、手当では支給されません！

【児童関係】

1. 日本国内に住所を有していないとき。
2. 障害を支給事由とする年金を受けることができるとき。
3. 児童福祉施設など（通所施設を除く。）に入所しているとき。

【父または母もしくは養育者関係】

1. 日本国内に住所を有していないとき。

3. 手続き

手当を受けるには、役場保健福祉課で、次の書類を添え、請求の手続きをしてください。

- (1) 請求者と対象児童の戸籍謄本1通
- (2) 請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票1通
- (3) 所定の診断書など（障害の種類により診断書は異なります。）
- (4) その他必要書類

4. 手当での金額 (1か月当たり) ※平成26年4月1日改定

- | | |
|----------------------|----------------------|
| ● 1級該当のとき | ● 2級該当のとき |
| 1人 49,900円 | 1人 33,230円 |
| 2人以上は、1人のときの手当額×障害児数 | 2人以上は、1人のときの手当額×障害児数 |

5. 所得による支給の制限

前年の所得により手当での全部が支給されないことがあります。

